

事業名	未就学児から小学校 6 年生まで対応 ひとり親家庭等のベビーシッター利用上限の拡充		
ここがポイント	◆ベビーシッター利用者は年々増加しています。 ◆ひとり親家庭及び多胎家庭の小学校 6 年生までの児童を対象に利用上限を 288 時間とするのは 23 区初の取組です。	事業費	602,393 千円 うち令和 7 年 2 定補正予算額 139,066 千円
概要	区では、区民ニーズを踏まえたベビーシッター利用料補助の充実に取り組んでおり、年々利用者が増加しています。そのような中、特に身体的、精神的に負担の大きいひとり親家庭や多胎児又は障害児のいる家庭（以下「ひとり親家庭等」といいます。）の保護者から、更なる支援を求める声が寄せられていることから、ひとり親家庭等を対象として支援を拡充します。		
	これまでの区の取組 ● 令和 5 年 4 月 未就学児を対象にベビーシッター利用料の補助を開始 ● 令和 5 年 11 月 補助の対象を小学校 6 年生まで拡大 ◀23 区初！ ● 令和 7 年度 マッチング型ベビーシッターの利用料補助を開始 ◀23 区初！ ひとり親家庭などのベビーシッター利用上限を拡充 概要 対象家庭 ひとり親家庭、多胎児のいる家庭、障害児のいる家庭 ※多胎児…双子や三つ子など 拡充内容 ▼23 区初！ ・ひとり親家庭の小学校 6 年生までの児童 ・障害のある小学校 6 年生までの児童 ・多胎家庭の児童 一人当たりの年間利用上限時間を 144 時間から 288 時間に拡大 年間利用上限を 288 時間とする対象を「未就学児」から「<u>小学校 6 年生</u>」までに拡充 ▲23 区初！ ひとり親家庭及び多胎家庭の児童の利用上限時間の拡大（288 時間）の対象を小学校 6 年生までとするのは 23 区初！ 開始時期 令和 7 年 7 月から		
問合せ	所 長 ☎	子ども家庭支援センター 石原 03-5962-7204（直通）	
	係 長 ☎	子ども家庭支援センター 子ども家庭サービス係 安田 03-5962-7201（直通）	